

「国民を詐欺から守るための総合対策」（令和6年6月18日犯罪対策閣僚会議決定） に基づく取組状況（令和7年3月末時点）

1 「被害に遭わせない」ための対策

SNS型投資・ロマンス詐欺対策

○被害発生状況等に応じた効果的な広報・啓発等

- ⇒ 詐欺被害が多い高齢者向けのICTリテラシーに関する教材において、SNS型投資詐欺やロマンス詐欺に関する危険性について記載し、地域の高齢者向け講座等での活用を促進している。

○なりすまし型偽広告の削除等の適正な対応の推進

- ⇒ SNS等を提供する大規模プラットフォーム事業者に対し、広告出稿時の事前審査等及び事後的な削除等に関する要請及びその対応状況に係るヒアリングを令和6年10月に実施するとともに、その結果に基づき更なる改善を求めており、今後も対応状況をフォローアップ予定。

○大規模プラットフォーム事業者に対する削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置の義務付け等

- ⇒ 大規模プラットフォーム事業者に対し、削除対応の迅速化や運用状況の透明化に係る措置を義務付ける「情報流通プラットフォーム対処法」が令和7年4月1日に施行。

○マッチングアプリアカウント開設時の本人確認強化

- ⇒ 令和6年9月、マッチングアプリ事業者等に対し公的個人認証サービスを活用した厳密な本人確認を要請。

フィッシング対策

○送信ドメイン認証技術（DMARC等）

- ⇒ 利用者にフィッシングメールが届かない環境を整備するため、金融機関、EC事業者、物流事業者、行政機関等のメール送信組織に対して、送信ドメイン認証技術の計画的な導入の要請を令和6年12月に実施。

特殊詐欺等対策

○犯人から電話を直接受けないための対策

- ⇒ 特殊詐欺被害が多い府県に対し、優良防犯電話の無償配布を実施（令和6年度 15,150台（前年度比 6,969台増））。
- ⇒ 令和7年度中に、国際電話を悪用した詐欺電話を含む電話の不適正利用対策に関する相談受付を行うセンターを開設予定。

2 「犯行に加担させない」ための対策

○「闇バイト」等情報に関する情報収集、削除、取締り等の推進

- ⇒ インターネット上の違法情報の削除要請を行うインターネット・ホットラインセンターのガイドラインを令和7年2月に改定し、犯罪実行者募集情報を違法情報に位置付け、256件を削除。

○青少年をアルバイト感覚で犯罪に加担させない教育・啓発

- ⇒ インターネット上で知り合った知人等から海外の仕事を紹介され、渡航した結果、犯罪に加担させられるなどの実際の事案を踏まえた注意喚起を実施。

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

○預貯金口座の不正利用防止対策の強化等

- ⇒ 預貯金口座の不正売買等で令和6年中、4,761件、3,336人を検挙するなど特殊詐欺を助長する犯罪の取締りを推進するとともに、令和6年8月、金融機関に向けてモニタリング等対策の強化等を要請。

○暗号資産の没収・保全の推進

- ⇒ 「情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律案」を第217回国会へ提出しており、成立後は、没収の裁判の執行手続及び保全手続に関する規定が整備がされる見込み。

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

○海外拠点の摘発の推進等

- ⇒ 海外拠点の摘発強化に資するため、被疑者に関する情報の外国捜査機関への提供や、国連薬物・犯罪事務所（UNODC）等を通じて東南アジアを始めとする外国捜査機関の取締り能力等を強化するための支援等を実施。また、令和6年中には、海外拠点に関する特殊詐欺事件等の被疑者50人を検挙。

○匿名・流動型犯罪グループに対する取締り・実態解明体制の強化等

- ⇒ 都道府県警察に対し、部門横断的に連携し、犯罪グループの活動実態に応じた体制の構築を指示するとともに、同グループに対する取締りの強化等のため地方警察官の定員を476名増員。

「いわゆる「闇バイト」による強盗事件等から国民の生命・財産を守るための緊急対策」 (令和6年12月17日犯罪対策閣僚会議決定)に基づく取組状況(令和7年3月末時点)

1 「被害に遭わせない」ための対策

○ SNSアカウントの開設時の本人確認の強化

- ⇒ 令和6年12月、SNS事業者に対しSNSアカウントの開設時の本人確認の強化を要請し、対応状況についてヒアリングを今春実施予定。

○ 防犯カメラの増設に係る取組

- ⇒ 「新しい地方経済・生活環境創生交付金」及び「地方創生臨時交付金」を活用し、防犯カメラや防犯性能の高い建物部品（ドア・錠など）、固定電話機等の設置等、防犯対策強化のための取組が実施されるよう、令和6年12月から令和7年2月にかけて通知を発出し、都道府県警察と地方公共団体との連携を推進している。

2 「犯行に加担させない」ための対策

○ 「闇バイト」の募集情報の実効的な削除に関する取組

- ⇒ 労働者募集情報を提供する際は、職業安定法に基づき、求人者の氏名又は名称・住所・連絡先、業務内容、就業場所及び賃金の表示が求められ、これらの表示がないものについては違法である旨を令和6年12月に通知により明確化し、リーフレット等を通じて広く周知徹底。フリーランスに対する業務委託の募集についても同様の対策を講じた。また、令和7年4月1日施行の違法情報ガイドラインに上記に関する記載を盛り込むとともに、プラットフォーム事業者に対し、同ガイドラインにおける記載内容を各者の削除等に関する基準に盛り込むよう求めている。

○ 「闇バイト」に関する求人情報の掲載防止のための取組

- ⇒ 令和7年2月、雇用仲介事業者等に対し、求人情報の事前審査の厳格化等の強化を要請。

○ 若者に訴求力の高い手法による「闇バイト」等の危険性等に係る周知

- ⇒ 令和7年2月から3月、アドトラックを活用し、「闇バイト」の危険性等に関する広報啓発活動を実施。

○ インターネット上の違法情報の削除要請に係る体制の更なる増強

- ⇒ 令和7年3月、インターネット上の違法情報の削除要請を行うインターネット・ホットラインセンターの体制を増強。

3 「犯罪者のツールを奪う」ための対策

○ 国民が自らの個人情報を適切に取り扱うための広報啓発の更なる推進

- ⇒ 警察からの情報提供を踏まえ、個人情報に係る規律を周知するなど、国民が自らの個人情報を適切に取り扱うため、闇バイト対策に係る広報啓発を令和7年3月に実施。

○ 被害金の追跡を行う際に必要な金融機関への照会・回答の迅速化

- ⇒ 捜査に関する既存のオンライン照会について対応可能な金融機関を拡大したほか、民間システムを活用した照会についても、令和7年3月に一部運用を開始し、今後も順次運用予定。

4 「犯罪者を逃がさない」ための対策

○ 仮装身分捜査の在り方の検討及び実施

- ⇒ 手続や遵守事項を定めた実施要領を令和7年1月に制定し、各都道府県警察に発出。

○ 警察におけるサイバー犯罪対策部門の更なる体制強化

- ⇒ 令和7年4月、警察庁サイバー特別捜査部に56名の増員を措置するなど必要な体制整備を行うとともに、警察大学校サイバー警察教養部を新設し、幹部警察官等の警察職員に対するサイバー教育を充実強化。

○ インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する法制度の調査・検討

- ⇒ インターネットサービスの悪用の実効的排除に資する諸外国の法制度に関する調査・検討を実施中。

○ 海外事業者の日本法人窓口の設置の働きかけなど情報提供の迅速化のための環境整備

- ⇒ 外国事業者に対し、日本法人窓口の設置等情報提供の迅速化のための環境整備に向けた働きかけを実施。

闇バイト強盗事件等の現状

- ・ 闇バイト募集情報と判断した件数（3,298件（対策前10月～12月）→1,793件（対策後1月～3月））
- ・ 1都3県で発生したいわゆる「闇バイト」による一連の強盗等事件については、18事件全てにつき47人を検挙（2月13日時点）
- ・ 緊急対策決定後、いわゆる「闇バイト」によると認められる強盗の発生は把握なし
- 募集情報件数が減少し、発生の把握もなく一定の効果が認められることから、引き続き対策を推進。